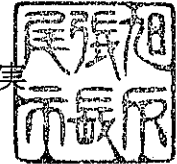


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月22日

尾張旭市長 森 和 美



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
市全域
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年3月16日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
 - (1) 個人 7経営体
 - (2) 法人 2経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - (1) 地区ごとに担当する担い手が農地を借り受ける。
 - (2) 水田の貸付希望があった場合は、引き続き利用権設定による貸付けを基本とするが、畑地の貸付希望があった場合は、農地中間管理機構の活用を基本とする。
- 6 地域農業の将来のあり方
 - (1) 水田は、引き続き地区ごとに担い手への集積を図る。畑地については、認定新規就農者及び新規参入法人への集積を図る。畑地の担い手が不在の地区については、今後受入れを促進していく。
 - (2) 今後、担い手の経営転換の時期や後継者の確保の状況に合わせて、利用権設定の区割りの見直しや人・農地プランの見直しを検討する。
 - (3) 引き続き、意欲ある新規就農者の支援を行っていく。